

第2期

広尾町地域福祉計画

広尾町地域福祉実践計画

令和3年3月

広尾町

広尾町社会福祉協議会

目次

第1章 地域福祉計画について -----	1 P
第2章 地域福祉を取り巻く現状 -----	4 P
第3章 基本理念と基本目標 -----	8 P
第4章 地域福祉施策の展開 -----	9 P
第5章 地域福祉施策の推進 -----	14 P

第1章 地域福祉計画について

1. 地域福祉とは

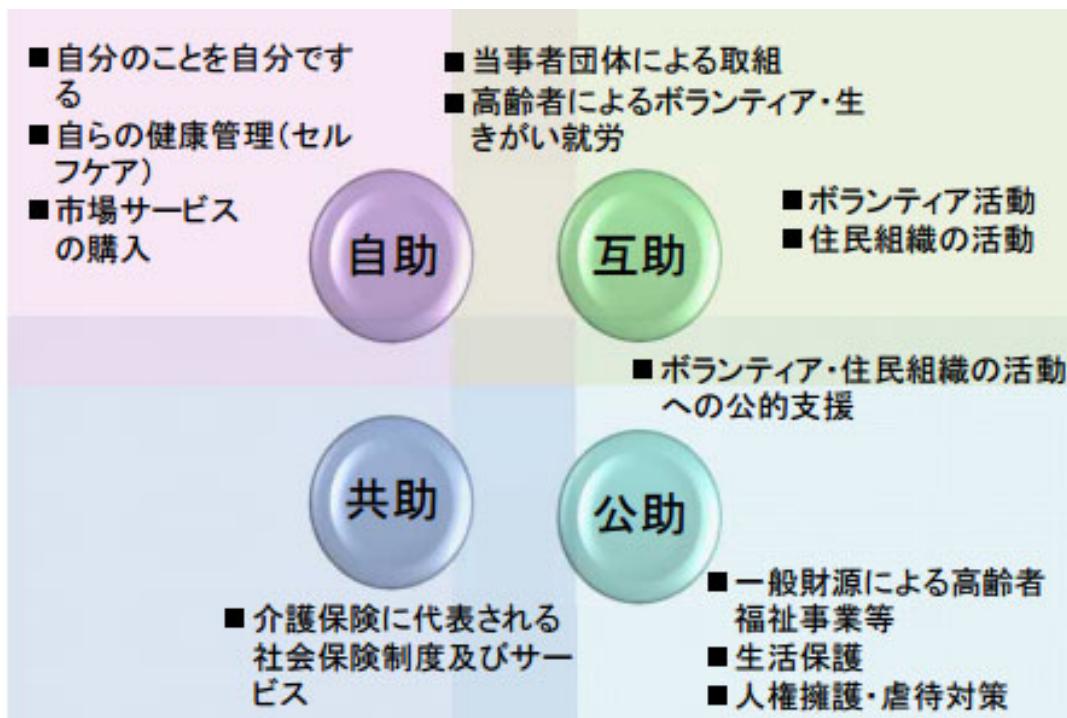
地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助け、助けられる関係やその仕組みをつくることです。

これからまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、健康でしあわせに暮らせるような仕組みをつくり、それを継続させていくことが必要となっています。

この仕組みをつくるため、広尾町では「地域福祉計画」を策定し、

- ①自助：住民一人ひとりの力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動、健康維持など、自発的に生活課題を解決する力
- ②互助：家族、友人、仲間、隣人など住民同士で助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力
- ③共助：制度化された、相互扶助
- ④公助：自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対する、公的な制度

上記①～④の連携により、地域ぐるみで課題を解決するものです。



2. 計画の策定の背景と目的

近年の少子高齢化や核家族化の進行に伴い、相互扶助体制は弱体化し、地域住民のつながりも希薄になるなど、地域をとりまく環境も大きく変化し、様々な課題を抱えています。このような状況において、社会的に孤立しやすい高齢者、障がい者、子育て中の方など生活上の支援を必要とする人々は、一層厳しい状況に置かれています。

また、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死、高齢者や障がいのある方の消費者被害等様々な社会問題、子どもや高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもりや閉じこもりなど、これまでの高齢者、障がい者、児童などの福祉制度では対応が難しい「制度の谷間」にある新たな地域課題への対応が求められています。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実が求められると同時に、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要とされています。

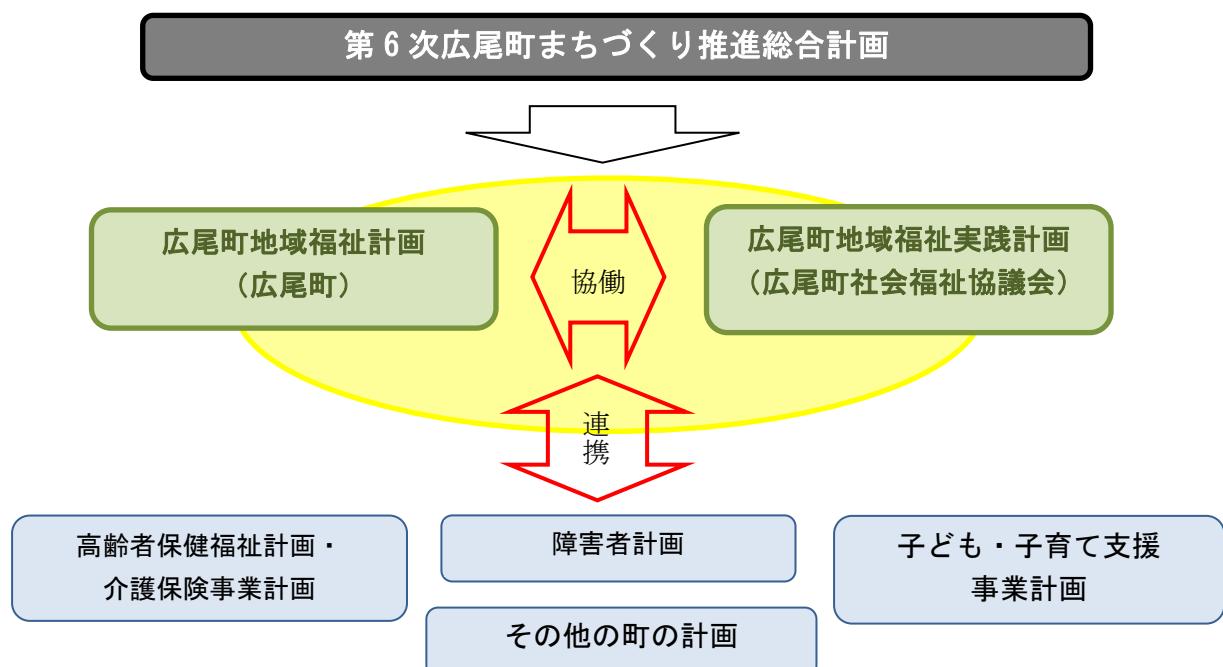
また、健康意識の増進や、生きがいを持った生活の実現のために、地域の中で医療・介護の面から支えるような仕組みの推進は、ますます重要です。

これらのことと具現化するため、広尾町と広尾町社会福祉協議会では、それぞれが策定する「地域福祉計画」（社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」）と「地域福祉実践計画」を一体的な計画として策定し、協働で地域福祉を推進するものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」を基盤として、地域福祉を推進する計画であり、保健福祉分野における個別の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと整合性を図りながら、これらを地域において総合的に推進するための計画です。

また、本計画は、広尾町社会福祉協議会が策定する実施計画である「地域福祉実践計画」としても位置付けられ、広尾町と広尾町社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進していくための計画です。



4. 計画の期間

本計画は、令和3～7年度を計画期間とする5か年計画です。

また、本計画が内包する部門別計画の計画期間については、次に示すとおりです。

計画の名称	計画期間	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第6次広尾町まちづくり推進総合計画	R3～12						
第8期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画	R3～5						
第3期広尾町障害者計画（第5期障害者計画・第6期障害福祉計画）	R3～5						
第2期広尾町子ども・子育て支援事業計画	R2～6						
第2期広尾町地域福祉計画・広尾町地域福祉実践計画	R3～7						

5. 第1期計画の策定方法

住民の積極的な参加による計画の策定を図るため、次の方法により住民の様々な意見、ニーズなどの把握に努めました。

また、関係機関、団体などから構成された広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会が審議を行い、社会福祉協議会と連携し、計画内容の検討、計画策定に取り組みました。

■広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会

構成：社会福祉協議会理事、老人クラブ連合会会長、ボランティア団体関係者等
広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定について、審議しました。

■地域福祉計画検討委員会

構成：保健福祉課、広尾町社会福祉協議会

策定委員会における円滑な審議の進行を図るため、関係課と社協からなる策定組織として、「地域福祉計画検討委員会」を設置し、計画における施策及び関連事業等に対する内容の検討、調整を行いました。

■福祉団体・事業者等との意見交換

地域で活動する福祉団体の活動状況や今後の方向について把握すること目的として、各種会議において意見交換を実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口等の動向

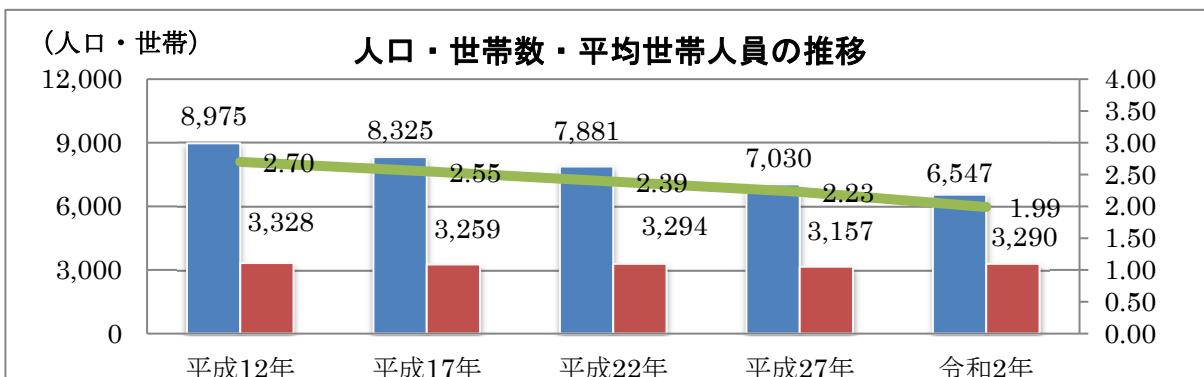
(1) 人口・世帯数

本町の人口は減少傾向で推移しており、平成22年の国勢調査では7,881人、令和2年12月末の人口統計表では6,547人と、10年間で人口が1,334人減少しています。

世帯数は、減少傾向にあり、平均世帯人員は平成22年の2.39人から、令和2年には1.99人まで減少しています。

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	8,975	8,325	7,881	7,030	6,547
世帯数（世帯）	3,328	3,259	3,294	3,157	3,290
平均世帯人員（人）	2.70	2.55	2.39	2.23	1.99

【資料】国勢調査、令和2年は令和2年12月末現在人口統計表



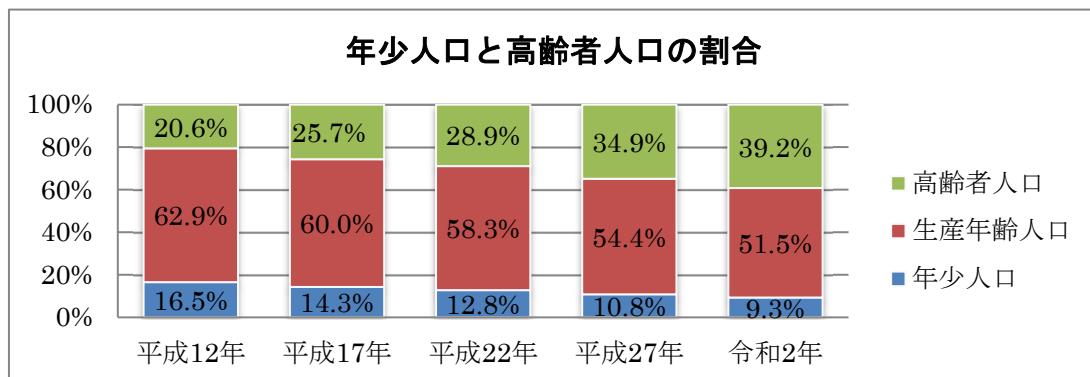
(2) 少子・高齢化

①年齢階層別人口

0～14歳の年少人口比率が平成22年の12.8%から令和2年には9.3%に減少する一方で、65歳以上の高齢者人口比率は同期間に28.9%から39.2%にまで増加しています。

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口（人）	1,482	1,191	1,011	757	608
生産年齢人口（人）	5,642	4,997	4,593	3,822	3,374
高齢者人口（人）	1,851	2,137	2,277	2,451	2,565
総人口（人）	8,975	8,325	7,881	7,030	6,547

【資料】国勢調査、令和2年は令和2年12月末現在人口統計表



②出生数・死亡数

出生数は、平成12年度81人、令和元年度31人、出生数が死亡数を下回る「自然減」となっています。

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
出生数（人）	81	58	53	28	31
死亡数（人）	70	99	112	95	127

【資料】住民基本台帳人口

③要介護高齢者の状況

高齢者数の増加に伴い、介護保険制度による要支援・要介護認定者数も増加傾向にあります。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定者数（人）	399	390	379	402	390
要介護認定率（%）	15.8	15.3	14.8	15.6	15.2

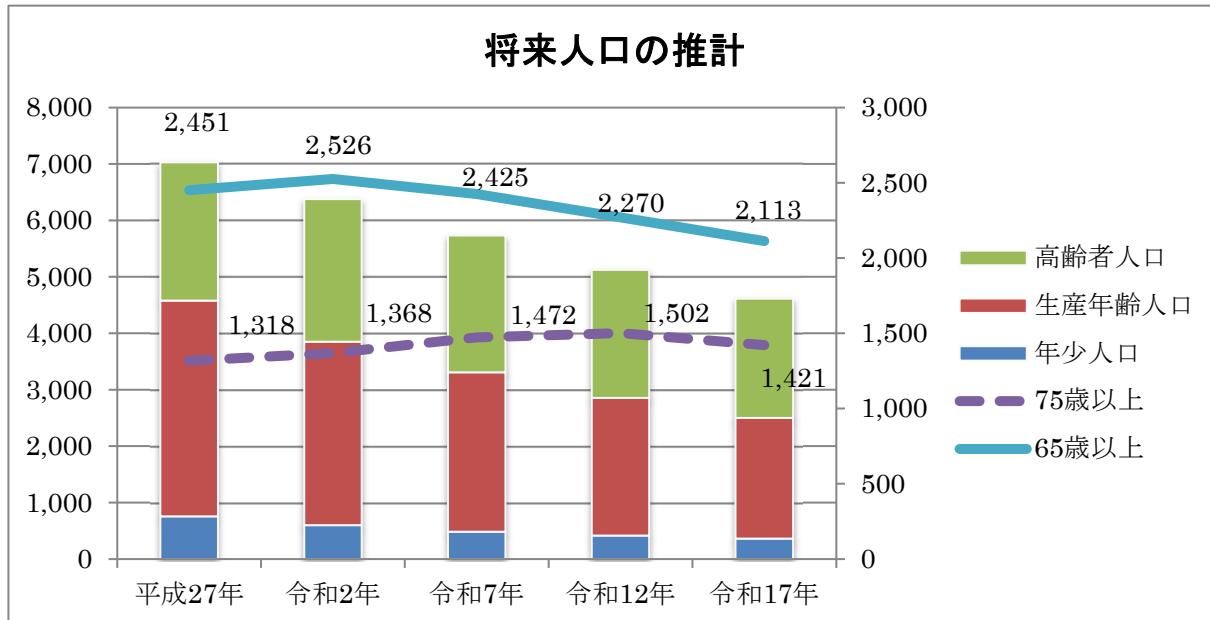
【資料】「介護保険事業状況報告」（住所地特例者含む）第1号認定者数

（3）将来人口の推計

将来人口の推計によると、令和2年に高齢者人口のピークを迎え、75歳以上人口が増加する見込みです。本町では、高齢化が更に加速することが予測されます。

区分	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
年少人口	757	599	484	417	361
生産年齢人口	3,822	3,251	2,823	2,473	2,139
高齢者人口	2,451	2,526	2,425	2,270	2,113
総人口	7,030	6,376	5,732	5,160	4,613

【資料】広尾町まちづくり推進総合計画人口推計



(4) 障がいのある人

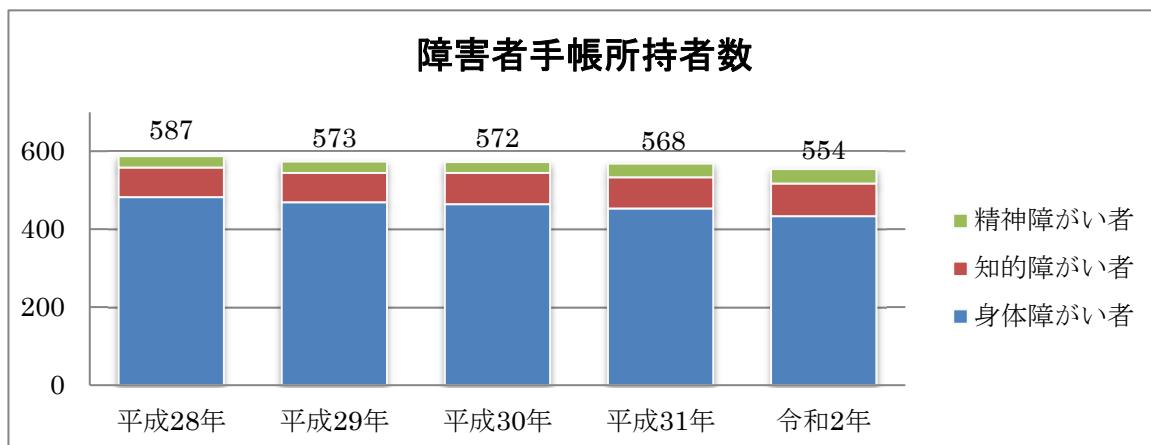
本町の障がいのある方々（障害者手帳所持者）の数は、令和2年で554人、障がい種別では身体障がい者433人、知的障がい者84人、精神障がい者37人です。

なお、障がいがあっても手帳を取得していない方や、発達障害、高次脳機能障害、難病のある方等、現行の障害認定基準では手帳取得要件を満たしにくい方もいます。

○障害者手帳所持者数（4月1日現在）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障がい者	482	469	464	453	433
知的障がい者	76	75	80	80	84
精神障がい者	29	29	28	35	37
合 計	587	573	572	568	554

【資料】保健福祉課福祉係



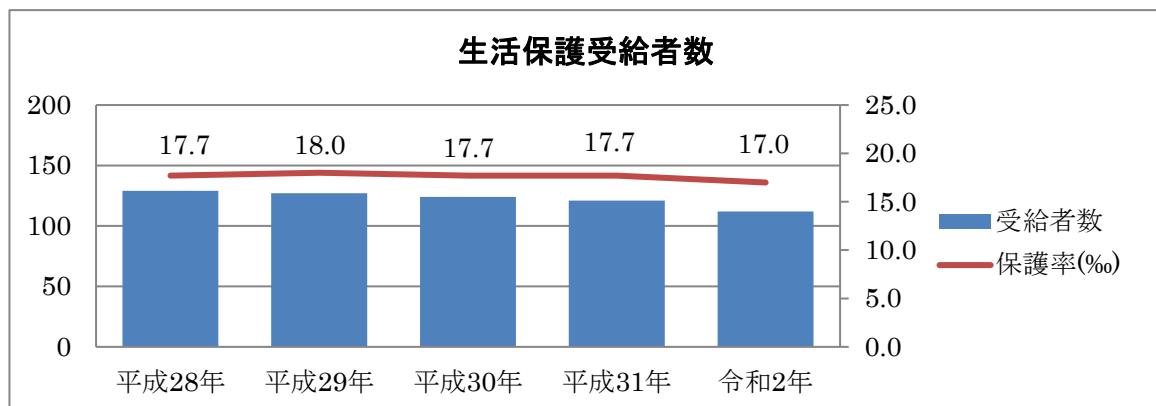
(5) 生活困窮者の状況

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、本町での生活保護受給者数は令和2年で112人、管内と比較して稼働年齢世代を含め高い水準で推移しています。

○生活保護受給者数（4月1日現在）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
被保護延べ世帯数	99	99	99	100	94
被保護延べ人員	129	127	124	121	112
保護率(%)	17.7	18.0	17.7	17.7	17.0

【資料】十勝総合振興局社会福祉課



2. 地域福祉関連施設の状況

ここでは、広尾町にある地域福祉関連施設について整理しました。

区分	施設分類
子ども・子育て支援 関連施設等	認定こども園ひろお保育園、豊似保育所 広尾町子育て支援センター 放課後児童クラブ 放課後等デイサービス（NPO法人の一まひろお） 広尾小学校、豊似小学校 広尾中学校 広尾町健康管理センター 広尾町子育て世代包括支援センターすくすく 南十勝こども発達支援センター【大樹町】
障がい者福祉 関連施設等	多機能型事業所ゆうゆう舎（NPO法人の一まひろお） グループホームボヌール、ソレイユ（株式会社O2） 障害者地域活動支援センター 広尾町社会福祉協議会 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、日中一時支援事業) 広尾町社会福祉協議会相談支援事業所 広尾町相談支援センター
高齢者福祉 関連施設等	広尾町社会福祉協議会 (訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所) 特別養護老人ホームつじ苑（短期入所） 養護老人ホームかもめ 生活支援ハウスなごみ グループホームふれあい館1・2、広尾ふれあいハウス1・2 (株式会社アルムシステム) ケアハウスグランパランHIR00 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院 (訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション) 広尾町地域包括支援センター（介護予防支援事業所）
生活困窮者自立支援 関連相談窓口等	十勝総合振興局社会福祉課（福祉事務所）【帯広市】 とかち生活あんしんセンター（自立相談支援事業所）【帯広市】 ハローワーク帯広【帯広市】 保健福祉課福祉係 広尾町社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が支えあい、生きがいを持って生活するためのものです。さまざまな個性、あり方の人同士が、お互いを認めあい、お互いの立場を尊重し理解しあうことが、地域における協働の推進や、人権の尊重につながることになります。

また、さまざまな行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政とともに創りあげていくことが大切です。

これらの事から、本計画の策定にあたっては次のような地域社会像を基本理念とします。

本計画における基本理念を「ひとと人との支えあい こころがかよう おもいやりのまち 広尾町」と定め、この理念の下に基本目標を掲げ、地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

基本理念の実現に向け、地域住民、福祉団体、町及び社協の役割を定めます。

〈基本理念〉

ひとと人との支えあい
こころがかよう
おもいやりのまち
広尾町

〈基本目標〉

1. 町民主体の地域福祉コミュニティづくり
2. 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供
3. 町民とのパートナーシップによる地域福祉の推進

◎地域住民、福祉団体、町・社協の役割

〈地域住民〉

○日頃からご近所と結びつくことにより、何かあったときは助け合える関係を築きます。福祉に関するさまざまな問題を他人事とせず、関心を高め、ご近所の見守り活動等に活かします。
○病気や障がい、介護の有無、年齢に関わらず、それぞれが持つ力を發揮します。また、その解決が困難な場合は、本人が周囲に相談したり、地域住民の気付きにより、地域住民が相互に支え合う環境づくりに努めます。
○「自分たちのまちは自分たちで守る」の考えのもと、町内会や民生委員児童委員・ボランティア活動に参加・協力することで、地域の支え合いを高めます。

〈福祉団体〉

○地域福祉活動に携わる地域住民がさらに増えるよう、町や社協に協力するとともに、自らの活動を積極的に発信します。
○地域住民がいつまでも健康であり続けるために協力します。また、日常生活に異変が生じていることを発見したときは、町や社協に連絡します。
○点在する福祉団体をネットワークでつなぎ、顔の見える関係づくりと情報共有等により、個々のスキルアップに努めます。

〈町・社協〉

○地域住民と良好なつながりを築き、地域福祉への関心を高め、その活動に携わる地域住民がさらに増えるよう、取り組みます。
○生活困窮世帯をはじめ、要支援世帯に対し、適切かつ総合的に支援できるよう、取り組みます。
○地域福祉に携わる多くの地域住民がつながり、個々の活動がさらに高まるよう、取り組みます。
○各種地域福祉施策について、企画立案・実践・検証・改善を繰り返しつつ、取り組みの実効性を高めます。

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標1 町民主体の地域福祉コミュニティづくり

町民各世代の福祉への意識を育み、地域における「絆」を深めるとともに、それぞれの地域特性に応じ、「共助」の視点に立ったコミュニティづくりを推進します。

(1) 福祉教育の推進、人材育成、ボランティアの育成

地域福祉の充実は、将来にわたり継続されるものです。次代を担う子どもたちが地域社会の一員として積極的に福祉活動に参加できるよう、学校等と連携し福祉教育の充実を図ります。

また、町民が地域福祉の必要性、重要性を理解し、行動につながるよう、各種機会を通して、福祉活動やサービスへの理解と関心を高めるよう努めます。

地域には、人の役に立ちたいと思う人や地域事情を把握している人、また専門的技能や経験を持つ人など、様々な人材がいます。これらの町民に、地域福祉の推進に欠かすことのできないボランティア活動の担い手として活躍してもらうため、ボランティアへの理解と実践に向けた取組を進めます。

実施計画（事業）	事業概要
福祉まつり、社会福祉大会 《継続》【社協】	町民が一堂に会し、お互いが地域福祉に対する共通理解を得ることを目的として、福祉まつり、社会福祉大会を開催します。
出前講座の派遣・福祉教育の推進 《継続》【町・社協】	地域福祉に関する出前講座や講演会・学習会などを家庭・学校・地域・各種団体と連携し実施していきます。また、町民が地域福祉活動を通して、自分たちの地域を改めて見つめ直し、愛着を持って、まちの未来への夢や希望を共有できるよう、福祉教育の推進を図ります。
ボランティアセンター事業 《継続》【町・社協】	ボランティアの育成を図ります。 研修会の充実や広報活動を積極的に取り組み、活動世代の拡大を図ります。 災害ボランティアネットワークの構築とボランティアの育成を行います。
福祉人材の育成 《継続》【町・社協】	福祉に関する講座を開催し、介護予防・福祉ボランティアや子育てボランティア、認知症サポーター等、福祉人材を育成します。
介護予防・福祉ボランティア ポイント制事業 《継続》【町・社協】	町民が介護予防・福祉ボランティア活動に取り組むことで積極的に地域に貢献することを奨励・支援し、支え合いのまちづくりを推進します。

(2) ふれあいの場づくり、福祉団体の活性化

地域福祉推進の基盤である地域において、住民同士のふれあいは不可欠なものです。日頃の「あいさつ」から一歩進んで、住民同士の交流やつながりを深める場の提供や、地域の主体的な取組を支援します。

町民の多様化する生活課題に対応するため、地域活動を行う組織の活性化はますます重要です。これらの団体・組織の連携、強化を図るため、相談対応・情報提供などを通して活動を支援します。

実施計画（事業）	事業概要
ふれあいサロンの設置の推進 《継続》 【社協】	各世代の方々が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるために、地域住民が気軽に集い交流を深める「ふれあいサロン」の設置や運営の支援に努めます。
地域福祉活動拠点・ 「たまり場」づくり 《継続》 【町・社協】	ボランティアセンターや社協・NPO法人・サロンなどが一体となった地域福祉活動拠点を設置し、高齢者や障がい者に限らず、小中高生が放課後やバスの待ち時間に立ち寄れる「たまり場」や休日に遊んだり宿題をすることができる「たまり場」、子育て親子が気軽に立ち寄って遊び交流を深めることができる「たまり場」を作ります。
小地域ネットワーク活動の推進 《継続》 【社協】	小地域ネットワーク活動を通して、近所の見守り活動や声かけ運動、戸別訪問活動、交流事業等の活動を拡充します。
地域福祉活動を担う人材の発掘と育成、NPOの育成 《継続》 【町・社協】	高齢者や障がいのある方々が、地域で安心して生活するためには、行政などの福祉サービスだけでは限界があります。このため、身近な町内会や隣近所で助け合いができるネットワークづくりがとても重要です。そのネットワークを支えるリーダーの育成や支援体制の構築を図り、また、地域福祉活動を行っている人材を支援し、できるだけ継続して活動できるようサポート体制の充実を目指します。

基本目標2 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供

サービス利用者の立場に立ち、多岐にわたる福祉サービスの情報をわかりやすく、効果的に伝えるとともに、利用者主体の適切な福祉サービスの提供に向けた連携体制づくりを進めます。

(1) 情報提供の充実、相談体制の充実、権利擁護体制の充実

多様化する福祉サービスの情報を適切に、わかりやすく伝えるため、多様な情報媒体や手段を活用し、効果的な情報提供の充実を図ります。

世の中や福祉制度の変化により住民が多様な問題を抱える中、「どこに相談に行けばよいのかがすぐにわかる」、「必要な情報を必要とする方が手に入れることができる」など、相談しやすいしくみづくりや、情報提供体制の充実が一層重要です。

町民の福祉ニーズに適切に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、各分野における相談機能のネットワーク化を図ります。

判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が地域で安心して生活できるよう、必要な支援体制の充実を図ります。

実施計画（事業）	事業概要
総合相談体制の充実 《継続》 【町】	関係機関とのネットワークを強化し一体的な事業を展開することで、介護保険サービスはもちろんのこと、地域福祉活動、在宅福祉サービス、日常の金銭管理、住宅に関すること等、包括的に対応しケアマネジメント機能の充実を図ります。

生活支援コーディネーターの配置 《継続》 【町・社協】	地域包括ケアシステムにおける高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的として、資源開発やネットワークの構築などのコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを配置します。
--------------------------------	---

コミュニティソーシャルワーカーの配置 《継続》 【町・社協】	地域の困りごとへの対応や互助の支え合い体制づくりなど、地域福祉を推進するために専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを配置します。
-----------------------------------	---

地域資源ガイドブックの発行 《継続》 【町・社協】	町が実施する保健福祉の各種制度や地域の社会資源を紹介する冊子を作成し、多様な情報を一元的に提供します。
------------------------------	---

子育て支援の総合的連携の推進 《継続》 【町】	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦と乳幼児の健康診査事業を行います。また、子どもと子育て家庭に対し、町民や企業、行政が連携しながら社会全体で子育てに関するさまざまな施策を総合的にすすめます。
----------------------------	---

健康づくり活動の推進 《継続》 【町】	生活習慣病やこころの健康に関する相談活動を通じて、町民の主体的な健康の保持増進の取組みをすすめます。
------------------------	--

成年後見あんしんセンターの設置 《継続》 【町・社協】	成年後見制度についての利用相談や広報啓発活動を行います。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が衰えても住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、法人後見を行います。
--------------------------------	--

日常生活自立支援事業 《継続》 【社協】	高齢や障がいなどにより日常生活の判断に不安がある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のサービスを行います。
後見支援員・生活支援員の フォローアップ研修 《継続》 【町・社協】	成年後見センターと日常生活自立支援事業の担い手である後見支援員と生活支援員の実践力強化のために、継続的な研修を行います。

(2) 生活困窮者への支援

複合的で多様な課題を抱える生活困窮者の早期発見、早期把握に努め、関係機関との連携により包括的な支援を行います。

実施計画（事業）	事業概要
法外援護事業 《継続》 【社協】	不時の出費等によって一時的に世帯の生計維持が困難となり、他から貸付を受けることが難しく、自立更生に役立つことが期待できる世帯を対象に、5万円を限度として無利子で資金の貸付を行います。
生活困窮者支援対策の推進 《継続》 【町】	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関である、とかち生活あんしんセンター、生活保護実施機関である、十勝総合振興局社会福祉課（福祉事務所）との緊密な連携を図ります。また、行政機関で把握が困難な情報については、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、近隣住民等による見守り活動等と連携して把握していきます。
生活福祉資金貸付事業 《継続》 【社協】	低所得者や高齢者、障がい者などが、安定した生活を送れるよう、資金の貸付けと必要な相談や支援を行います。

基本目標3 町民とのパートナーシップによる地域福祉の推進

地域福祉を推進するために必要な情報を地域と共有するとともに、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、事業者等と社協・行政のパートナーシップにより地域福祉活動を推進し、地域ぐるみで課題を解決していく力（地域力）を高めます。

（1）多様な主体による地域福祉活動の支援、避難行動要支援者の支援

住民参加による地域福祉を一層推進するため、町内会・自治会や民生委員児童委員、福祉関係団体、福祉事業者や企業など、多様な主体による地域福祉活動を支援します。

災害時や緊急時に適切な対応を図るため、避難行動要支援者情報の整備を図るとともに、その情報の効果的な共有方法について検討します。

実施計画（事業）	事業概要
民生委員児童委員との連携 《継続》 【町・社協】	民生委員児童委員と社会福祉協議会は、共に地域福祉の推進に取り組む両輪の関係であり、連携を図り、協働による地域福祉活動の推進に努めます。
地域見守りネットワークの整備 《継続》 【町・社協】	地域や関係機関の連携による安心・安全・福祉のまちづくりを目指し、町内会等と協議し、それぞれの地域特性に合わせたネットワークの構築を推進します。
高齢者等訪問事業 《継続》 【町・社協】	ひとり暮らしの高齢者等を定期的に訪問し、相談対応やきめ細やかな見守りの充実に努めます。
避難行動要支援者への支援 《継続》 【町】	避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関等で共有することで、災害時における支援体制を作ります。

第5章 地域福祉施策の推進

1. 推進体制の整備

地域福祉施策を総合的な見地で行うためには、町の保健福祉施策の推進だけでなく、町内外の多様な関連施設・機関の協力が不可欠です。従って、保健福祉課、社会福祉協議会等との連携を図るとともに、町の担当部局と連絡・調整を密接に行い、計画を実践することが重要です。

また、町と社会福祉協議会が中心となり、地域で生活する町民、地域で活動する民生委員児童委員、町内会、福祉団体やNPOなどの事業者と連携し、地域福祉を推進します。

2. 計画の進行管理と評価

計画の推進には、施策・事業の必要性、実施の実効性、事業の利用度合いなどを評価の基準とし、常に利用者の立場に立った見直し作業が必要です。

また、本計画を実効性のあるものとして推進するためには、施策の実施状況や推進上の問題点を的確に把握し、評価するなどの進行管理を行う必要があります。

その評価に基づき、事業（サービス）の改善・中止、新規事業の導入等が実施できるよう体制を整えます。

このため、「地域福祉計画検討委員会」において、計画の進捗状況の確認・評価を行い、計画を推進します。